



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

154	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
155	指定自立支援医療機関の変更	( " ).....	1
156	"	( " ).....	2
157	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	2
158	保安林予定森林	(森林整備課).....	2
159	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	2
160	公共測量の実施	(技術調査課).....	3
161	文書等てい送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	3
162	警備員指導教育責任者等講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	( " ).....	5

### ○ 教育委員会告示

1	和歌山県指定文化財の指定	.....	7
2	和歌山県指定文化財の指定解除	.....	8

## 告 示

### 和歌山県告示第154号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成31年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051700148	キッズめばえ	紀の川市貴志川町長山277-108	児童発達支援 放課後等デイサービス	合同会社めばえ	紀の川市貴志川町長山277-108	平成31.2.28

### 和歌山県告示第155号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成31年2月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さんばし薬局	西牟婁郡白浜町1062-11	医療機関の所在地	西牟婁郡白浜町1063-15	西牟婁郡白浜町1062-11	平成31.1.1

## 和歌山県告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成31年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
三ツ星薬局小学校前	御坊市菌263-3 小林ビル1F	医療機関の名称	株式会社くまの薬局御坊店	三ツ星薬局小学校前	平成31.2.1

## 和歌山県告示第157号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成31年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第786号	副産植物質肥料	脱脂糠（ハイプロ）	窒素全量3.5 りん酸全量1.5	公定規格のとおり	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田94	平成37.3.3

## 和歌山県告示第158号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町近露字津毛川2430の34（次の図に示す部分に限る。）、2430の35、2430の37（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第159号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第160号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成31年2月10日から同年3月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川地先

#### 和歌山県告示第161号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、文書等てい送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成31年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する調達役務の名称等
  - (1) 調達役務の名称  
文書等てい送業務民間委託業務
  - (2) 調達役務の内容等  
文書等てい送業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成31年2月22日（金）現在において、次に掲げる要件を満たす者とする。
  - (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
  - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
  - (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力

団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。
- (10) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、法第2条第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。
- (11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、てい送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。
- (12) 法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
  - イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）及び定款
  - ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
  - オ 使用印鑑届
  - カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
    - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
  - キ 運転員等勤務計画予定表
  - ク 誓約書
  - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - コ 2の(8)から(10)まで及び(12)に掲げる資格を証する書面
  - サ 2の(11)に掲げる要件を満たすことを証する書面
- (2) (1)のイからエまで、カ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、オ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成31年2月22日（金）から同年3月4日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある場合は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成31年2月22日（金）から同年3月5日（火）午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9
- (2) 日時  
平成31年2月27日（水）午後1時30分
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所  
3の(1)に掲げる申請書類は、平成31年2月22日（金）から同年3月8日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所  
警務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-423-0560
- 7 資格審査の結果通知  
資格審査の結果は、郵便により平成31年3月15日（金）までに通知する。
- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成31年3月20日（水）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成31年3月25日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

#### 和歌山県告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者等講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成31年2月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

平成31年度

(2) 調達役務の名称

警備員指導教育責任者等講習業務

(3) 調達役務の内容等

警備員指導教育責任者等講習業務の委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

平成31年4月1日（月）から同年11月30日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成31年2月22日（金）において次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
  - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
  - (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
  - (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
  - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (8) 警備員指導教育責任者等講習（機械警備業務管理者講習を除く。）を行う講師にあつては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習）の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
    - イ 事業経歴書
    - ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
    - エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
    - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
    - カ 使用印鑑届
    - キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
      - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
      - (イ) 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
    - ク 誓約書
    - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
    - コ 2の（8）に掲げる要件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該要件を満たすことを証する書面
  - (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
  - (3) （1）のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成31年2月22日（金）から同年3月4日（月）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
  - (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、

平成31年2月22日（金）から同年3月5日（火）までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成31年2月27日（水）午前11時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成31年2月22日（金）から同年3月8日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-433-7656

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成31年3月15日（金）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成31年3月20日（水）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成31年3月25日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成31年2月7日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成31年2月22日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

（記念物の部）

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
記念物 (天然記念物)	紀美野町のヒダリマキガヤ群 (13本)	海草郡紀美野町毛原上字亀山679番地	戎谷隆明	海草郡紀美野町毛原上字亀山710番地
		海草郡紀美野町毛原中字越打461番地	宗和宏禎	海草郡紀美野町毛原宮字古垣内576番地
		海草郡紀美野町毛原下字山戸75番地1	西畔克博	海草郡紀美野町毛原下字山戸76番地
		海草郡紀美野町毛原下字赤地200番地1	中谷嘉夫	海草郡紀美野町毛原下字赤地191番地
		海草郡紀美野町谷字大井坪	橋戸常年	海草郡紀美野町小

		31番地2 海草郡紀美野町谷字松尾谷 669番地2 海草郡紀美野町谷字楡ノ木 577番地2	南出典子  坂詳隆	畑788番地2 海南市岡田386番地 4 海草郡紀美野町神 野市場字北山299番 地3 海草郡紀美野町松 ヶ峯字東尾174番地
		海草郡紀美野町松ヶ峯字孫 浴227番地1	峯尾弘子	

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第4条第1項の規定により、平成31年2月7日次の表に掲げる和歌山県指定文化財の指定を解除した。

平成31年2月22日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

(記念物の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
記念物 (天然記念物)	しらかしの巨樹 1本	紀の川市麻生津中7番地	宗教法人九頭神社	紀の川市麻生津中1番地